

式第六六から様式第十までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月五日環境省令第五号）
令第一五〇号
この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日環境省令第二八号）
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）
(施行期日)
第一條 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

二 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一三年一月三〇日環境省令第三二号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年四月二〇日環境省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一八日環境省令第三一号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表第一（第十一条関係）

一 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。

二 特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあっては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあっては午後十時から翌日の午前六時までの時間（以下この号においてこれら的时间を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ハ 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間ににおいて当該特定建設作業を行う必要がある場合

二 道路法（昭和二十七年法律第八十号）

第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を行なうべきことと同意された場合

本 道路交通法（昭和三十五年法律第八十号）第七十七条第三項の規定に基づき、道

三 特定建設作業の振動が、当該特定建設作業を行なうべき旨の条件が付された場合及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行なうべきこととされた場合

四 特定建設作業を行なう必要がある場合

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行なう必要がある場合

五 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行なう必要がある場合

六 特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。

イ 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合

ロ 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行なう必要がある場合

七 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行なう必要がある場合

八 電気事業法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十一号）第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行なう特定建設作業であつて当該特定建設作業を行なう場合

う場所に接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に從事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第三十四条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第三十五条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他他の休日に行うべきことと同意された場合

△ デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 振動の測定は、計量法第七十一条の条件下に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

3 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所
- 二 暗振動の影響の補正是、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値とする。

るものとする。	下欄に掲げる補正値を減ずる
の差	補正値

育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲における

を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに一時間当たり一回以上の測定を四時間以上行うものとする。

樣式第1
〔第4條關係〕

指示値の差	補正值
三デシベル	-三デシベル
四デシベル	-二デシベル
五デシベル	
六デシベル	
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	
一デシベル	

付表

二 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

三 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の人十パーセントレンジの上端の数値とす

一 法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。別表第一備考1において同じ。）が指定した区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
口 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保

備 考	第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知 考	第一種区域	区域の区分時間の区分	六十五デシベル	六十デシベル	六十デシベル	夜間
			昼間	七 十 デ シ ベ ル	六 十 五 デ シ ベ ル	六 十 五 デ シ ベ ル	
備 考	第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知 考	第二種区域	区域の区分時間の区分	六十五デシベル	六十デシベル	六十デシベル	夜間
			昼間	七 十 デ シ ベ ル	六 十 五 デ シ ベ ル	六 十 五 デ シ ベ ル	

のとおりとする。
イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め
等の行われている堅い場所
ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確
保できる場所
ハ 温度、電気、磁気等の外因条件の影
響を受けない場所
二 暗振動の影響の補正は、次のとおり

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう）の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとす。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静
穏の保持を必要とする区域であること。
ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持
を必要とする区域であること。
ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供さ
れている区域であつて、相当数の住居が集合し
ているため、振動の発生を防止する必要がある
区域であること。

3 テンペルとは、計量法別表第二に定める。

4 振動加速度レベルの計量単位をいう。

5 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

6 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況

株式会社(第4回目)		特定期成績提出書		年 月 日	
市 村 朝 義		氏名は本名及び登記名に依 るか、又はその他の登記名を 記入して下さい。その他の登記 登記規制法第4条第4項の規定により、特定期成績の提出について、次のとおり訂正主			
会社名等の登記事項	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日
会社名等の登記事項	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日
工場又は事業場の事項	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日
販賣場所等の登記事項	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日
新規の会社名等の登記の事項	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日
会社登記の種類	地 址	会 社 名	登 記 号	年	月 日

様式第19(第19条の2関係)

光ディスク機器

四〇四

中 月 日

届出者 氏名又は名称及び住所並に法人にあつてはその代表者の氏名

3. 客觀：來自經驗的各項事實

2. 光ディスクと併せて発出される書類

備考
1 用紙の大きさは、日本規格表紙A4とする。
2 法令の項目については、当該項目の根拠事項を記載すること。
3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載することとともに、二枚以上の光ディスクに提出するときは、光ディスク上に整理番号等付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該項目の際に提出書類に記載されている光ディスクに記録されている以外の外事項を記載した書類を提出する場合については、その書類名を記載すること。

模式第11章138題

特許工場等として貯蔵庫等の建物、工作機器等に就するその設置工場の構成にあり、特許権者その他の人物を被る事できるとき。

2. 利用の対象に限りなき人等を員員とは、その身分を示す書面等を携帯し、専門家と接するものに限られる。

3. 第1項の規定による「新規性」の権利は、認定された時に認められたものと解釈してはならない。

第26条 [第1項] 第1項、第8項第1項に規定する限り、前項は第14条第1項の規定によるものとし、若くは、前項の規定が適用出来てはしない。

第27条 [第1項] 第1項の規定による「新規性」の権利を有する者は、若くは、同項の規定による権利を有する者、受け若くは恩恵する者は、10万円以下の罰金を科す。

様式第11(第13条関係)